

法令及び定款にもとづくインターネット開示事項

■事業報告の「V 会社の体制及び方針」の

「1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」及び

「2. 会社の支配に関する基本方針」

■計算書類の「株主資本等変動計算書」及び

「個別注記表」

■連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び

「連結注記表」

第95期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

法令及び当社定款第17条の規定にもとづき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.toei.co.jp/company/>）に掲載することにより、株主の皆様にご提供しているものであります。



東映株式会社

V 会社の体制及び方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、取締役会において次のとおり基本方針を定めております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①「東映コンプライアンス指針」及び「コンプライアンス・リスクマネジメント規程」の周知及び遵守の徹底をはかる。
- ②「コンプライアンス・リスクマネジメント規程」に基づき設置した「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」を中心に、具体的な課題を洗い出し、課題ごとにコンプライアンスの推進をはかる。
- ③「コンプライアンス・リスクマネジメント規程」に基づき設置した「東映グループホットライン」の適切な運用をはかる。

(2) 財務報告の信頼性を確保するための体制

「財務報告に係る内部統制基本規程」に基づき信頼性ある財務報告体制の整備、運用に取り組むが、その基本方針は次のとおりとする。

- ①適正な財務報告を確保するための全社的な方針や手続きを周知徹底し、適切に整備し、運用する。
- ②財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクの評価と対応、及びリスクを低減するための体制を適切に整備し、運用する。
- ③真実かつ公正な財務報告に関する情報が識別、把握及び処理され、適切な者に適時に伝達される仕組みを整備し、運用する。
- ④財務報告に係る内部統制に関するモニタリングの体制を適切に整備し、運用する。
- ⑤財務報告に係る内部統制に関するITに対し、適切な対応をする。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

稟議書、取締役会議事録その他の職務の執行に係る情報について、各々の管理基準に基づき、適切な保存・管理を行う。

(4) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ①「コンプライアンス・リスクマネジメント規程」及び「内部統制委員会規程」に基づき、適切なリスク管理体制を構築する。
- ②監査部は、「内部監査規程」に基づき、定期的に内部監査を実施し、各部署に対してリスク管理体制の改善に関する助言・提案を行う。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①「組織規程」及び「決裁権限規程」により、各部署の業務分掌及び各部長等の職務権限を明確にし、効率的な職務執行に資する体制の整備をはかる。
- ②急な検討を要する重要事項等が生じた場合は、取締役社長及び担当取締役等で構成する常務会又は常勤取締役等で構成する常勤取締役会を開催し、適宜必要事項を協議して対処する。

(6) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①「内部統制委員会規程」及び「関係会社管理取扱規程」に基づき、経営戦略部グループ戦略室を中心に、各グループ会社と連携して、グループ全体の業務の適正の確保をはかる。
- ②「東映コンプライアンス指針(コンプライアンス・リスクマネジメント規程)」を周知するとともに、各グループ会社においても、それぞれの事業内容や規模、上場・非上場の別等を勘案して、当社に準じたコンプライアンス指針等を制定し、その周知及び遵守の徹底をはかる。

- ③各グループ会社の取締役会の構成員として当社役職員を複数名選任し、各グループ会社の業務の適正に関する監督を行う。
- ④東映グループ社長会議を定期的に開催し、各グループ会社との連絡を密にするとともに意思疎通をはかり、グループ全体の業務の適正の確保に資する。
- ⑤法令等違反行為及びリスクの早期発見並びにそれらへの早期対応のため、当社に「東映グループホットライン」を設置し、その業務を当社の経営組織から独立した外部の業者に委託するとともに、各グループ会社に関する通報も受け付ける窓口と位置づけて適切な運用をはかる。
- ⑥各グループ会社は、「関係会社管理取扱規程」に基づき適切な内部統制環境を整備するとともに、各グループ会社の事業内容や規模、上場・非上場の別等を勘案して、当社に準じたリスク管理体制を構築する。
- ⑦各グループ会社は、業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程に基づき、効率的な職務執行に資する体制の整備をはかる。
- ⑧当社監査部は、「内部監査規程」に基づき、グループ会社においても内部監査を実施し、当社グループの業務の適正の確保のために助言・提案を行う。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

①監査役補助者

監査役の要請に応じ、必要な員数等について監査役と協議のうえ、監査役の職務を補助すべき使用人を設置し、当該使用人が監査役から指示を受けた業務に関する指揮命令権は監査役に属するものとする。

②監査役補助者の独立性

監査役を補助する使用人の取締役からの独立性を確保するために、当該使用人の異動等の人事及び懲戒その他の不利益な取り扱いに関しては、監査役と事前に協議して同意を得る。

(8) 監査役への報告に関する体制

- ①取締役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき、又は著しい損害が現に発生したときは、直ちに監査役会に報告する。
- ②取締役及び使用人は、監査役会の要請があった場合は、監査役会に出席し、要請に応じて報告又は資料の提出を行う。
- ③監査部は、内部監査の結果について監査対象である部署又はグループ会社に通知した内容を常勤監査役に報告する。
- ④監査部は、「東映グループホットライン」の運用状況について、定期的に常勤監査役に報告する。
- ⑤「東映グループホットライン」への通報を行った者及び上記①乃至④の報告を行った者が、当該通報又は報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役から、監査を適切に行う環境に問題があると指摘された場合には、担当取締役又は取締役会は、監査役と協議のうえ、必要な是正措置を講ずる。
- ②監査役がその職務の執行について生ずる必要な費用の処理又は前払い等を請求したときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(当該体制の運用状況)

- ①当事業年度においては、「コンプライアンス・リスクマネジメント常任委員会」を1回開催し、「コンプライアンス・リスクマネジメント規程」、「東映コンプライアンス指針」を周知するなど、コンプライアンスの浸透、リスクマネジメントの強化に努めております。なお、法令等違反行為及びリスクの早期発見・対応のため、当社グループを対象とした外部の独立した通報窓口「東映グループホットライン」を設置しております。また、ハラスメント防止対策やメンタルヘルス対策等の労務管理研修

等を目的として、当社の全従業員に対し、eラーニングを実施しております。

②財務報告の信頼性を確保するために「財務報告に係る内部統制基本規程」を制定しており、毎年、取締役会において、監査部から財務報告に係る内部統制の評価結果について報告を行っております。

③取締役会は、「取締役会規程」に基づき、原則月1回の取締役会を開催し、法令や定款等に定められた事項や経営に関する重要事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。なお、当事業年度においては、取締役会を13回開催しております。

④監査役会は、監査基本計画において、社内常勤監査役と社内外の非常勤監査役の職務分担を每期定め、高度な情報収集力と強固な独立性とを組み合わせ、実効性の高い監査活動を行っております。また、代表取締役社長と定期的に意見交換を行うほか、監査部と連携しつつ、監査の実効性向上をはかっております。なお、当事業年度においては、監査役会を14回開催しております。

2. 会社の支配に関する基本方針

(1) 当社における企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の取組みについて

当社は昭和26年の創立以来、半世紀を越えて、幅広いファンの皆様に支えられ、映画・テレビ・ビデオ・アニメーションその他多様な映像の製作と、それらの映像の多角的な営業により、質高く健全なエンターテインメントを提供することで、国民生活の向上に資するよう、努めてまいりました。当社及び当社グループの企業価値の源泉は、まさしく良質のコンテンツを製作し、提供し続けることにあります。

また、直接コンテンツ事業に関わらない催事営業部門、不動産事業部門というセクションについても、前者は自社開発したキャラクターの営業を中心に、後者は直営劇場を再開したテナントビルその他保有する不動産の管理運営を業務の中心としており、特に後者の存在なくしてはコンテンツ製作の中心である東西撮影所の維持はもとより、コンテンツ提供の拠点である直営劇場・シネコン事業も成り立ちません。当社グループは正しく「総合映像企業グループ」として機能しており、今後は「総合コンテンツ企業」を目指してまいります。従って、安易な再編成を許さないものがあります。

さらに、デジタルシネマの普及、地上デジタル放送移行後のBS・CS放送の台頭や映像配信ビジネス等、劇的変化を続けるウィンドウ戦略に対応すべく、グループのデジタル映像製作の開発拠点として主導的な役割を果たすことを目的に、平成22年、東映ラボ・テック㈱と共同で運営する「東映デジタルセンター」を東京撮影所地区に設立いたしました。また、同じく平成22年に全スクリーンのデジタル化が完了した㈱ティ・ジョイと合わせて、「入り口から出口まで」の一貫したデジタル対応が可能になり、21世紀の「総合映像企業グループ」としてのインフラが完成いたしました。しかし、今後もしばらくは当社及び当社グループの将来を方向づける極めて重要な期間が続くものと認識しており、継続した投資とグループパワーの結集が重要だと考えております。

(2) 大規模買付行為（注1）に対する考え方

当社は、上記のとおり企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に真摯に取り組んでおります。しかしながら、我が国の資本市場においても、時として、対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、株主への十分な情報の開示もなされない段階で、突如として大規模買付行為を強行するといった動きが見られることは否定できません。また、大規模買付行為の中には、その目的等から判断して企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するおそれのあるものや、その態様等から大規模買付行為に応じることを株主の皆様に強要するおそれのあるものが含まれる可能性もあります。

もとより、大規模買付者（注2）による大規模買付行為に際し、当社株券等を売却するか否かは、最終的には当社株券等を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると当社取締役会は考えております。従って、当社取締役会は、大規模買付行為を一概に否定するものではありません。しかしながら、当社及び当社グループが培ってきたビジネスモデルは、日本の映像文化の中心的役割を果たしてきた劇場用映画、テレビ映画、アニメ作品を展開することを核とするものであり、これを十分に理解することなく当社及び当社グループの企業価値を向上させることは困難であると思料され

ます。

そこで、当社取締役会は、株主の皆様が大規模買付者による大規模買付行為を評価する際、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担い当社の事業特性を十分に理解している当社取締役会の大規模買付行為に対する意見等も含めた十分な情報が、適時・適切に株主の皆様へ提供されることが極めて重要になるものと考えております。

(注1)「大規模買付行為」とは、株券等の保有割合を20%以上とすることを目的とした当社株券等の買付行為、又は結果として株券等の保有割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為等（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）をいうものとします。なお、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除くこととします。

(注2)「大規模買付者」とは、大規模買付行為を行う者及び行おうとする者をいいます。

(3) 買収防衛策導入の目的と基本的な枠組み

以上を踏まえ、当社取締役会は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様が判断するに当たり必要かつ十分な情報・時間及び当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保するために、一定の合理的な仕組みが必要不可欠であると判断しております。当社取締役会は、大規模買付行為が、このような大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）に従って行われることが、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資すると考えております。

当社は、平成19年に「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、平成22年、平成25年及び平成28年に一部変更した上で継続することを決議いたしました（以下、変更後の対応策を「本対応策」といいます。）。いずれもその年の定時株主総会において、株主の皆様からご承認をいただいております。

本対応策において、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会により最終的に判断される場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置として新株予約権の無償割当ての実施を決議することができるものとします。その場合には、大規模買付者及びそのグループによる権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該大規模買付者等以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以下に規定されます。）により割当てます。

なお、特別委員会は、勧告を行うに際し、対抗措置の発動に関して、あらかじめ株主の皆様のご意思を確認するための株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）を開催するべき旨の留保を付すことができるものとし、当該留保が付された場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、株主意思確認総会の招集に関して決議することができるものとします。

さらに、上記にかかわらず、当社取締役会が、取締役の善管注意義務に照らし株主の皆様のご意思を確認することが適切であると判断した場合にも、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集し、対抗措置の発動又は不発動に関する株主の皆様のご意思を確認することができるものとします。

株主意思確認総会の決議は、出席株主の皆様のご意思の過半数によって決するものとし、株主意思確認総会において対抗措置を発動することが可決された場合には、当社は対抗措置を発動するものとします。他方、株主意思確認総会において対抗措置を発動することが否決された場合には、当社は対抗措置を発動しないものとします。

(4) 本対応策の合理性について

本対応策は、以下のとおり、高度な合理性を有しております。

①買収防衛策に関する指針の要件を充足していること等

本対応策は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益

の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、本対応策は、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の趣旨も踏まえた内容となっております。

②当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応策は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

③株主の合理的意思に依拠したものであること

本対応策の有効期間は、平成28年6月29日開催の第93期定時株主総会の終結後から平成31年6月開催予定の平成31年3月期に関する当社の定時株主総会の終結の時までとなっており、有効期間の満了前であっても、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によって本対応策を廃止できることとされています。そのため、本対応策の消長及び内容は、当社株主の合理的意思に依拠したものととなっております。

④独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本対応策において、対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う諮問機関として、特別委員会を設置しました。また、特別委員会の委員は3名以上5名以内とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の経営陣との間に特別の利害関係を有していない社外取締役、社外監査役及び社外有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、又はこれらに準ずる者）の中から選任されるものとしております。

⑤合理的な客観的発動要件の設定

本対応策は、あらかじめ定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑥デッドハンド型又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応策は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、大規模買付者は、自己が指名し、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会決議により、本対応策を廃止する可能性があります。従って、本対応策は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、期差任期制を採用しておらず、また、取締役の解任決議要件の加重を行っておりませんので、本対応策は、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

株主資本等変動計算書

(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
					固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰 余 金		
平成29年4月1日残高	11,707	5,297	8,575	13,872	2,926	973	27,324	31,224
事業年度中の変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩						14	14	
剰 余 金 の 配 当							902	902
土地再評価差額金取崩額							6	6
当 期 純 利 益							4,481	4,481
自己株式の取得								
自己株式の処分			0	0				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計			0	0		14	3,599	3,585
平成30年3月31日残高	11,707	5,297	8,575	13,872	2,926	959	30,924	34,810

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 計 合
	自己株式	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
平成29年4月1日残高	6,978	49,825	7,339	9,580	16,919	66,744
事業年度中の変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩						
剰 余 金 の 配 当		902				902
土地再評価差額金取崩額		6				6
当 期 純 利 益		4,481				4,481
自己株式の取得	16	16				16
自己株式の処分	0	0				0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			383	6	376	376
事業年度中の変動額合計	16	3,569	383	6	376	3,945
平成30年3月31日残高	6,994	53,394	7,722	9,573	17,295	70,690

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

計算書類作成のための基本となる事項の注記

資産の評価基準及び評価方法

イ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品・仕掛品 個別法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

ただし、製品は法人税法の規定により決算期末日前6ヵ月以内封切の映画に係る取得原価の15%を計上しております。

原材料及び貯蔵品 移動平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

ロ. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法

固定資産の減価償却方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法

ただし、大規模の賃貸資産及び平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物、構築物	2～65年
機械及び装置	2～15年

ロ. 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法

八. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

ハ. 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用

- 二．役員退職慰労引当金 処理しております。
役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

ヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

また、為替予約が付されている外貨建金銭債務については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を行っております。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ、為替予約

ヘッジ対象 借入金の利息、外貨建金銭債務

ハ．ヘッジ方針

当社は金利変動リスク及び為替変動リスクを回避する目的で行っております。

ニ．ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

また、為替予約についても、リスク管理方針に従って為替予約の締結時に外貨建による同一金額で同一期日の予約をそれぞれ振当てているため、有効性の判定を省略しております。

その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ．退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

ロ．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用として処理しております。

2．表示方法の変更に関する注記

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「支払手数料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。なお、前事業年度の「支払手数料」は2百万円であります。

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「社債保証料」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。なお、前事業年度の「社債保証料」は37百万円、当事業年度は18百万円であります。

3．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額		41,376百万円
(2) 担保に供している資産		
建 物		13,761百万円
土 地		13,415百万円
投資有価証券		163百万円
関係会社株式		2,433百万円
	計	29,773百万円

担保に供している資産に係る債務額

1年内返済予定の長期借入金	2,140百万円
長期借入金	7,810百万円
預り保証金	1,289百万円

計 11,239百万円

(3) 保証債務残高

下記会社の金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っております。

東映フーズ(株) 363百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権債務

関係会社に対する短期金銭債権	1,193百万円
関係会社に対する長期金銭債権	575百万円
関係会社に対する短期金銭債務	9,552百万円
関係会社に対する長期金銭債務	9,702百万円

(5) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として、純資産の部に計上しております。

再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づき合理的な調整を行い算出しております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	4,901百万円
仕入高	12,824百万円
販売費及び一般管理費	2,947百万円

営業取引以外の取引による取引高

1,425百万円

(2) 減損損失の内容

当事業年度において、以下の資産グループにおいて減損損失を計上しております。

減損損失を認識した資産

用途	種類	場所	減損損失額(百万円)
ホテル資産	建物、機械及び装置、土地、 その他有形固定資産	新潟県	34
合計			34

減損損失の認識に至った経緯

市況の悪化等により、収益力の低下しているホテルについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失の内訳

種 類	減損損失額 (百万円)
建物	16
機械及び装置	2
土 地	9
その他有形固定資産	5
合 計	34

回収可能価額の算定方法

当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、また正味売却価額については処分見込み価額により算定しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 普通株式 1,878,153株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

流 動 の 部

繰延税金資産

たな卸資産評価損	181百万円
賞与引当金	144百万円
その他	113百万円
繰延税金資産合計	<u>439百万円</u>

固 定 の 部

繰延税金資産

減損損失	1,253百万円
退職給付引当金	1,085百万円
貸倒引当金	390百万円
役員退職慰労引当金	205百万円
資産除去債務	179百万円
投資有価証券評価損	108百万円
その他	263百万円
評価性引当額	1,659百万円
繰延税金資産合計	<u>1,827百万円</u>

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	3,330百万円
固定資産圧縮積立金	423百万円
その他	69百万円
繰延税金負債合計	<u>3,822百万円</u>
繰延税金資産(負債)の純額	<u>1,995百万円</u>

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権 の所有 割合 (%)	関係内容	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					事業上の関係				
子会社	東映アニメーション(株)	2,867	アニメーションの 製作・販売	直接 34.2 間接 6.8	アニメーション 作品の制作委託等 役員の兼任	借入の返済	3,000	長期借入金	6,000
						借入 (注1、2)	3,000		
						利息の支払 (注1)	35	その他 流動負債	-
子会社	東映ビデオ(株)	27	各種ビデオソフト の製作・販売	直接 37.0 間接 63.0	ビデオ商品の 仕入等 役員の兼任	ビデオ商品 の仕入等 (注3)	3,892	買掛金	1,515
						借入の返済	2,700	短期 借入金	3,700
						借入 (注1)	3,700		
子会社	(株)東映テレビ・プロ ダクション	20	映像制作	直接 100.0	映像作品の 制作委託等 役員の兼任	テレビ映画 制作の委託 (注3)	5,048	未払金	1,066
関連会社の子会社	(株)テレビ朝日	100	放送事業	-	テレビ番組の 制作受託等 役員の兼任	テレビ番組 の制作受託 等(注3)	5,695	売掛金	410

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 借入金利率の条件は、市場金利を勘案して決定しております。
(注2) 有価証券を担保に供しております。
(注3) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 5,483円84銭
1株当たり当期純利益 347円65銭

- (注) 当社は、平成29年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。当該株式併合については、当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

9. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制の適用会社であります。

〔備考〕 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成29年4月1日残高	11,707	21,742	99,189	7,462	125,177
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			902		902
土地再評価差額金取崩額			6		6
親会社株主に帰属する当期純利益			10,710		10,710
自己株式の取得				16	16
自己株式の処分		0		0	0
連結子会社の自己株式取得による持分の増減		0			0
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減				30	30
連結子会社株式の追加取得による持分の増減		421			421
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計		421	9,814	46	10,189
平成30年3月31日残高	11,707	22,163	109,004	7,508	135,366

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
平成29年4月1日残高	11,874	235	9,580	73	1,102	20,662	34,876	180,716
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								902
土地再評価差額金取崩額								6
親会社株主に帰属する当期純利益								10,710
自己株式の取得								16
自己株式の処分								0
連結子会社の自己株式取得による持分の増減								0
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減								30
連結子会社株式の追加取得による持分の増減								421
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	1,346	134	6	69	248	1,385	3,748	5,134
連結会計年度中の変動額合計	1,346	134	6	69	248	1,385	3,748	15,323
平成30年3月31日残高	13,221	100	9,573	4	853	22,047	38,625	196,039

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 20 社

主要な連結子会社の名称

東映アニメーション(株)、東映ビデオ(株)、東映ラボ・テック(株)

非連結子会社の数 11 社

主要な非連結子会社の名称

東映フーズ(株)、東映音楽出版(株)

非連結子会社 11 社は、いずれも小規模会社であり合計の総資産、売上高、純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用している非連結子会社 1 社

東映フーズ(株)

持分法を適用している関連会社 2 社

(株)テレビ朝日ホールディングス、(株)シネマプラス

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

東映音楽出版(株)

持分法を適用していない非連結子会社 10 社及び関連会社 3 社は、それぞれ純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 会計方針に関する事項

重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. たな卸資産

商品及び製品・仕掛品

個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ただし、製品は主として法人税法の規定により連結決算期末日前 6 ヶ月以内封切の映画に係る取得原価の 15%を計上しております。

原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

ロ. 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの 連結決算期末日の市場価格等に基づく時価法
評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

時価のないもの 移動平均法による原価法

ハ．デリバティブ取引 時価法

重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く） 定率法

ただし、大規模の賃貸資産、在外連結子会社及び平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	2～65 年
機械装置及び運搬具	2～15 年
工具、器具及び備品	2～20 年

無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ．役員退職慰労引当金

当社及び一部の連結子会社は、役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

退職給付に係る会計処理の方法

イ．退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

ロ．数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として 12 年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。

重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を行っております。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ 為替予約

ヘッジ対象 借入金の利息 外貨建金銭債務 外貨建予定取引

ハ．ヘッジ方針

当社グループは、金利変動リスク及び為替変動リスクを回避する目的で行っております。

ニ．ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。また、為替予約についても、リスク管理方針に従って為替予約の締結時に外貨建による同一金額で同一期日の予約をそれぞれ振当てているため、有効性の判定を省略しております。

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税等は発生連結会計年度の期間費用として処理しております。

2 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「支払手数料」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。なお、前連結会計年度の「支払手数料」は2百万円であります。

前連結会計年度において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「出資金運用損」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。なお、前連結会計年度の「出資金運用損」は14百万円であります。

3 ．連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 52,300 百万円

(2) 担保に供している資産 49,326 百万円

担保に供している連結子会社株式 288 百万円は連結貸借対照表上相殺消去されております。

担保に供している資産に係る債務額

1年内返済予定の長期借入金	2,140	百万円
長期借入金	1,810	百万円
その他	1,289	百万円
計	5,239	百万円

(3) 保証債務

連結子会社以外の会社の金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っております。
東映フーズ(株) 363 百万円

(4) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づき合理的な調整を行い算出しております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	147,689,096 株		132,920,187 株	14,768,909 株

(変動事由の概要)

減少の要因は、平成29年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したことによるものであります。

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	21,406,608 株	53,334 株	19,312,919 株	2,147,023 株

(変動事由の概要)

増加の主な要因は、持分法適用会社に対する持分変動に伴う増加であります。

減少の要因は、平成29年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したことによるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項
配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	515	4	平成29年3月31日	平成29年6月30日
平成29年11月14日 取締役会	普通株式	386	3	平成29年9月30日	平成29年12月11日
計		902			

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの平成30年6月28日開催の定時株主総会において、次の議案を提案しております。

株式の種類	普通株式
配当の原資	利益剰余金
配当金の総額	515百万円
1株当たり配当額	40円
基準日	平成30年3月31日
効力発生日	平成30年6月29日

(注1) 平成29年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。平成30年3月31日を基準日とする1株当たり配当額は、当該株式併合後の金額であります。

(注2) 1株当たり配当額40円には、特別配当10円が含まれております。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、主に銀行等金融機関からの借入及び社債発行により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、債権管理の規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

デリバティブ取引は、主として外貨建の営業債務に係る為替変動リスクを回避することを目的とした為替予約取引や、支払金利の変動リスクを回避するための金利スワップ取引をヘッジ手段として利用しております。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「(3) 会計方針に関する事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。また、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成 30 年 3 月 31 日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1)現金及び預金	48,504	48,504	-
(2)受取手形及び売掛金	17,753	17,753	-
(3)投資有価証券			
満期保有目的の債券	539	545	6
其他有価証券	31,819	31,819	-
関連会社株式	54,941	41,653	13,288
(4)支払手形及び買掛金	(21,892)	(21,892)	-
(5)長期借入金(*2)	(15,663)	(15,659)	4
(6)デリバティブ取引(*3)	(24)	(24)	-

(*1)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2)1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(*3)デリバティブ取引によって生じた正味の債権債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は金融機関から提示された価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記(6)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(6) デリバティブ取引

為替予約等の振当処理によるものはヘッジ対象とされている外貨建金銭債務と一体として処理しているため、その時価は当該外貨建金銭債務の時価に含めております。また、外貨建の予定取引の為替リスクのヘッジについては、取引金融機関が

ら提示された時価に基づき、繰延ヘッジ処理を行っております。

なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(5)参照）。

(注2)非上場株式（連結貸借対照表計上額 1,495 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のテナントビル等（土地を含む。）を有しております。平成 30 年 3 月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は 2,755 百万円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）、減損損失は 14 百万円（特別損失に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			当期末の時価
当期首残高	当期増減額	当期末残高	
36,855	2,907	39,762	68,619

(注1)連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2)当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

7. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 12,471 円 52 銭

1 株当たり当期純利益 848 円 47 銭

(注)当社は、平成 29 年 10 月 1 日付で普通株式 10 株につき 1 株の割合で株式併合を行っております。当該株式併合については、当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益金額を算定しております。

8 . その他の注記

減損損失の内容

当連結会計年度において、以下の資産グループにおいて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産

用 途	種 類	場 所	減損損失額(百万円)
事業用資産	建物及び構築物、 その他有形固定資産	東京都	123
ホテル資産	建物及び構築物、 機械装置及び運搬具、土地 その他有形固定資産	新潟県	34
賃貸資産	建物及び構築物、土地	東京都	14
遊休資産	無形固定資産	東京都	6
合 計			178

(2) 減損損失の認識に至った経緯

市況の悪化等により、収益力の低下している事業用資産、ホテル資産及び賃貸資産並びに将来の使用が見込まれていない遊休資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失の内訳

種 類	減損損失額(百万円)
建物及び構築物	144
土 地	16
その他有形固定資産	11
無形固定資産	6
合 計	178

(4) 回収可能価額の算定方法

当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、また正味売却価額については処分見込み価額により算定しております。

〔備考〕 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。